

## 新型コロナウイルス感染症に関する町長メッセージ ～「緊急事態宣言の延長継続」をふまえて～

町民の皆様へ

皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、大変ご不便をおかけしております。また、感染拡大の最前線に立って全力で対応にあたられている医療関係者の方々に心より敬意を表するとともに、感染予防対策への町民の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

5月末まで延長された「緊急事態宣言」が、各都道府県の感染状況を分析したうえで、5月14日39県において解除が決定されました。神崎町では感染症の発生は確認されておりませんが、千葉県は、特別警戒都道府県の対象地域指定を受けており、感染者数は減っているものの、東京との繋がりが多く、引き続き「緊急事態宣言」が継続されることとなりました。たいへん不自由な生活を余儀なくされているわけですが、この延長継続により、感染防止や第二波の抑止のため引き続き更なるご協力をお願いしなければなりません。

皆様には、冷静な行動と是非次のことにご協力をお願いします。

- ・外出は、生活に必要な場合を除き、自粛してください。
- ・感染リスクの高い「3つの密(密閉空間・密集場所・密接場面)」を避けてください。
- ・複数の人が密集するイベント等を自粛してください。
- ・こまめな手洗い、咳エチケットなどを徹底してください。
- ・千葉県が要請する施設等の使用停止(休業)に協力をお願いします。
- ・感染が拡大している地域への移動については、慎重な判断をお願いします。

新感染者数減少の傾向により、地域の実情にあわせた段階的緩和が始まりましたが、一番の敵は気の緩みであります。未だに医療機関などでの集団感染が発生していることも踏まえ、ご家族、ご友人など大切な方の、そしてご自身の命を守るためにも、重ねてご協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年5月15日

神崎町新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 神崎町長 椿 等



## 新型コロナウイルス感染症 による各種支援制度

### 特別定額給付金の支給開始

5月1日に発送した、「特別定額給付金」について、5月14日より給付を開始しました。順次、町民の皆様へ給付が行われるよう事務を進めています。

### ▼給付金詐欺に注意!

町や総務省などが左記のようなことを行うことはありません。

- ・ATMの操作をお願いすること
- ・手数料の振り込みを求めること
- ・メールを送り申請を求めること

### ▼問合せ 総務課 ☎(72) 2111

### 神崎町子ども生活支援金

#### 支給事業【神崎町独自】

子育て世代の家計の負担を軽減するため、神崎町独自の事業として、町内在住の高校生までの子どもの保護者に対し、「子ども生活支援金」を支給しました。なお、高校生分など口座情報を確認できない世帯へは申請書をお送りしていますので、5月29日(金)までに保健福祉課へご提出ください。

### ▼支給金額 子ども1人に対して1万円

### ▼問合せ 保健福祉課 ☎(72) 1603

### 新型コロナウイルス感染症の 影響に伴う休業要請等協力金

#### 【神崎町独自】

新型コロナウイルス感染症の影響により、来客が減少・減収が著しい事業者で、休業要請等の協力をいただいた方々に対して、神崎町独自で協力を給付しました。

### ▼給付額 10万円

### ▼問合せ まちづくり課産業係

☎(72) 2114

### 子育て世帯への

#### 臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するために、一時金を支給します。申請は不要です。詳細は、町ホームページをご覧ください。

### ▼対象 令和2年4月分(3月分含む)の児童手当の対象となる児童。(3月まで中学生だった児童含みます。)

### ▼給付額 子ども1人に対して1万円

### ▼問合せ 保健福祉課 ☎(72) 1603

### 緊急小口資金(特例貸付)

休業や失業等により生活資金で悩みの方に特例貸付を実施します。

### ▼問合せ 神崎町社会福祉協議会

☎(72) 4031

### 新制度開始! 町独自給付 小規模事業者対象の支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し経営状態が悪化している町内小規模事業者の方へ、給付金を交付します。国・県の制度よりも要件が緩和されておりますので、ご確認下さい。

### ▼給付額 10万円

### ▼対象者(以下の要件を全て満たす者)

- ①町内に主たる事業所を有する小規模事業者であること。
- ②令和元年以前から事業を営んでおり、事業を継続する意思のある者。
- ③令和2年1月～6月の間に、前年同月の売上高若しくは前年の平均売上月額と比較して、30%以上売上が減少した月のある者。
- ④前年の平均売上月額が30万円以上である者。
- ⑤暴力団員等でないこと。
- ⑥町税に滞納のないこと。

※法人の前年平均売上月額は、決算の終わっている直近事業年度の平均となります。

### ▼問合せ まちづくり課産業係

☎(72) 2114

なお、土・日・祝日は日直しかおりませんので、**月曜日～金曜日にお問合せをお願いします。**

### 感染の不安があったら?

少なくとも左記のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

◆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

◆重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

◆右記以外の方で発熱や咳など比較的軽い症状の続く場合(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤等を飲み続けなければならない方も同様です。)

### 帰国者・接触者 相談センター

【香取健康福祉センター内】

☎0478-52-9161

千葉県電話相談窓口

☎0570-200-613